



EROSION CONTROL OFFICE, DEPARTMENT OF PUBLIC WORKS,
SHIZUOKA PREFECTURAL GOVERNMENT



しづおかの砂防

静岡県交通基盤部砂防課

EROSION CONTROL IN SHIZUOKA



静岡県の砂防事業の沿革

砂防関係事業の沿革

本県の砂防の歴史は古く、明治30年の砂防法施行後、同34年に安倍郡玉川村仙保(現在の静岡市)が『砂防指定地』に指定され、翌35年に初めて国庫補助砂防事業による砂防工事が実施されました。さらに、明治43年、44年には全県下にわたり大災害を被り、砂防指定地が大幅に拡大され、安倍川、瀬戸川流域を中心に砂防工事が施工されました。その後、戦時中の乱伐により山地は荒廃し、大災害が各地で発生したため、昭和24年に第1次治水事業五箇年計画が策定されて以来、治水砂防事業の整備促進が図られ、現在も鋭意、土砂災害防止対策が進められています。

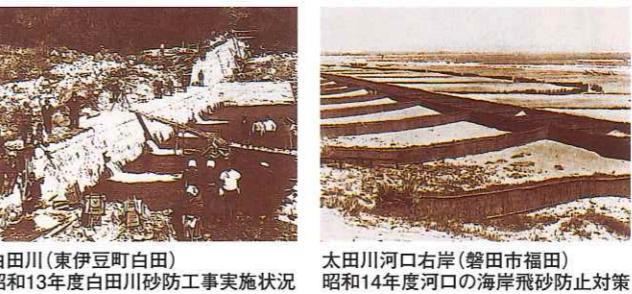
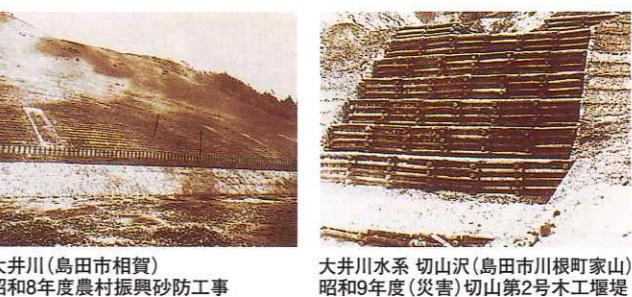
本県では、昭和15年に砂防課が設置され、昭和19年に戦時下の行政改革により河港課に統合されました。昭和33年の狩野川台風により伊豆半島を中心未曽有の大災害を受け、砂防事業の重要性が認識され、昭和41年には土木部内に砂防課が再設置されました。平成22年から交通基盤部河川砂防局砂防課に組織変更され現在に至っています。

また、国の直轄事業として、昭和12年から日本三大崩れの一つである「大谷崩」を有する安倍川上流域で、昭和34年から狩野川台風により荒廃した狩野川上流域で、昭和44年から日本の象徴富士山の「大沢崩れ」他で、さらに平成17年から由比地区の地すべり対策が推進されています。

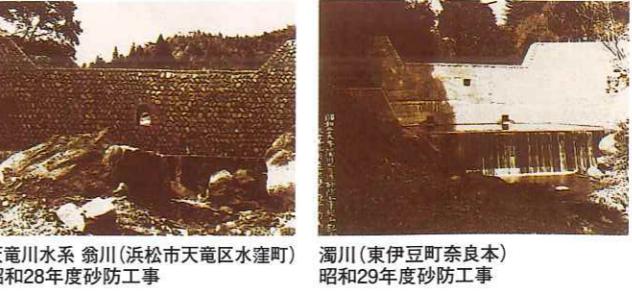
静岡県砂防年表

年代	県の砂防関係事項	国の砂防関係事項	その他の事項
明治30年(1897)		砂防法及び砂防法施行規程の制定	
明治31年(1898)		国庫補助砂防事業実施	
明治34年(1901)	安倍郡玉川村奥仙保が砂防指定地に編入		
明治35年(1902)	安倍川水系仙保川で砂防工事実施		
明治41年(1908)	砂防設備を要する土地に於ける諸作業取締の制度を定める		
明治43年(1910)	砂防指定地取締規定を制定		
大正12年(1923)			関東大震災
大正14年(1925)		鮎沢川上流部で直轄による震災復旧砂防工事に着手	
昭和10年(1935)	静岡県砂防協会発足総会	全国治水砂防協会発足	
昭和12年(1937)	砂防課新設 全国治水砂防協会静岡県支部発足	安倍川本川上流部で直轄砂防工事着手	
昭和15年(1940)	砂防課廃止(河港課へ統合)	(社)全国治水砂防協会発足	
昭和19年(1944)			
昭和24年(1949)		第1次治水事業五箇年計画策定	
昭和27年(1952)	地すべり事業着手(島田市赤松地区)	補助地すべり対策事業開始	
昭和33年(1958)		地すべり等防止法の制定	狩野川台風
昭和34年(1959)	富士山大沢崩れ補助砂防事業に着手	狩野川上流区域で直轄砂防工事着手	
昭和39年(1964)	砂防課設置		
昭和41年(1966)	静岡県砂防指定地管理規則制定	急傾斜地崩壊対策事業開始	
昭和42年(1967)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律制定	
昭和44年(1969)		富士山大沢崩れで直轄砂防工事着手	
昭和46年(1971)	静岡県砂防指定地等監視員設置要綱制定		
昭和48年(1973)		第1回かけ崩れ防災週間の実施	七夕豪雨、伊豆半島沖地震
昭和49年(1974)			
昭和51年(1976)	静岡県急傾斜地パトロール実施要領制定		伊豆大島近海地震
昭和52年(1977)	急傾斜地崩壊対策事業市町村補助制度創設		
昭和53年(1978)			
昭和56年(1981)		砂防事業100年記念行事実施	
昭和58年(1983)		第1回土砂災害防止月間の実施	
昭和60年(1985)	全国地すべりがけ崩れ対策協議会研究発表大会開催	急傾斜地崩壊対策事業20周年記念事業	
平成6年(1994)	全国地すべりがけ崩れ対策協議会地すべり現地討論会開催		
平成8年(1996)	静岡県砂防ボランティア協会設立	砂防法制定100年	
平成9年(1997)		全国で砂防ボランティア協会設立	
平成11年(1999)	砂防室名称変更		
平成12年(2000)		土砂災害防止法の制定	
平成14年(2002)	静岡の砂防100周年記念行事実施		
平成15年(2003)	土砂災害防止推進の集い(全国大会)開催		
平成16年(2004)	県内で初めて土砂災害警戒区域を指定		
平成17年(2005)	由比地区で直轄地すべり対策工事着手		
平成19年(2007)	農林地すべり対策事業を砂防室が所管		
平成22年(2010)	砂防課名称変更	社会資本整備総合交付金事業実施	
平成23年(2011)	(社)日本地すべり学会第50回研究発表会及び現地見学会開催		東日本大震災
平成25年(2013)	(公社)砂防学会定時総会並びに研究発表会「静岡大会」開催		
平成28年(2016)	砂防課設立50周年		
平成29年(2017)	全国地すべりがけ崩れ対策協議会研究発表大会開催		
平成30年(2018)	灾害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金要綱制定	富士山麓全周における火山噴火対策に着手	
令和元年(2019)	土砂灾害警戒区域指定完了(18,242箇所)	平成30年7月豪雨	
令和2年(2020)		急傾斜地法制定50年	令和元年東日本台風
令和3年(2021)		国土強靭化5か年加速化対策始まる	
令和4年(2022)		逢初川で直轄緊急砂防事業着手	逢初川土石流災害
令和5年(2023)	土砂災害警戒区域の新規候補箇所を公表	逢初川の直轄緊急砂防事業完成	台風第15号
令和6年(2024)	静岡市葵区杉尾地区で行政代執行に着手		
	静岡市葵区日向地区で行政代執行に着手		

●明治時代～戦前の砂防工事



●戦後～昭和40年(砂防課設立前)の砂防工事



1 静岡県の砂防事業の沿革 1

2 静岡県のすがた 3

- 位置 ●地形 ●地質 ●気象
- 過去の土砂災害

3 災害に強い安全な地域づくり 7

- ①砂防事業 7
 - ◆通常砂防事業
 - ◆火山砂防事業
 - ◆東富士演習場地区障害防止対策砂防事業
 - ◆県単通常砂防事業
 - ◆砂防堰堤の施設効果
 - 《いろいろな砂防堰堤》

②地すべり対策事業 9

- ◆国土交通省所管地すべり対策事業
- ◆林野庁所管地すべり防止事業
- ◆農村振興局所管地すべり対策事業
- ◆地すべり防止区域の主務大臣の区分

③急傾斜地崩壊対策事業 11

- ◆急傾斜地崩壊対策事業
- ◆県単急傾斜地崩壊対策事業
- ◆急傾斜地崩壊対策事業費補助

④災害関連緊急事業 13

- ◆災害関連緊急砂防事業
- ◆災害関連緊急地すべり対策事業
- ◆災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業

⑤国土交通省直轄砂防関係事業 15

- ◆富士砂防
- ◆安倍川砂防
- ◆狩野川砂防

4 砂防事業における協働 17

砂防サポートプログラム

5 地震対策事業 18

6 土砂災害防止のソフト対策 19

- 土砂災害防止法による区域指定と警戒避難体制の整備促進
- 土砂災害警戒区域等の指定
- 土砂災害警戒区域等の周知
- 要配慮者利用施設の避難確保
- 計画作成の支援
- 土砂災害警戒情報の提供
- 土砂災害警戒情報の補足情報の公開

7 土砂災害防止広報活動 23

- 土砂災害防止月間
- かけ崩れ防災週間
- 各種講習会の開催

8 砂防指定地等の管理 24

《砂防豆知識》

- 組織 土砂災害110番 事務分掌 25
- 土砂災害警戒区域の概要 裏表紙

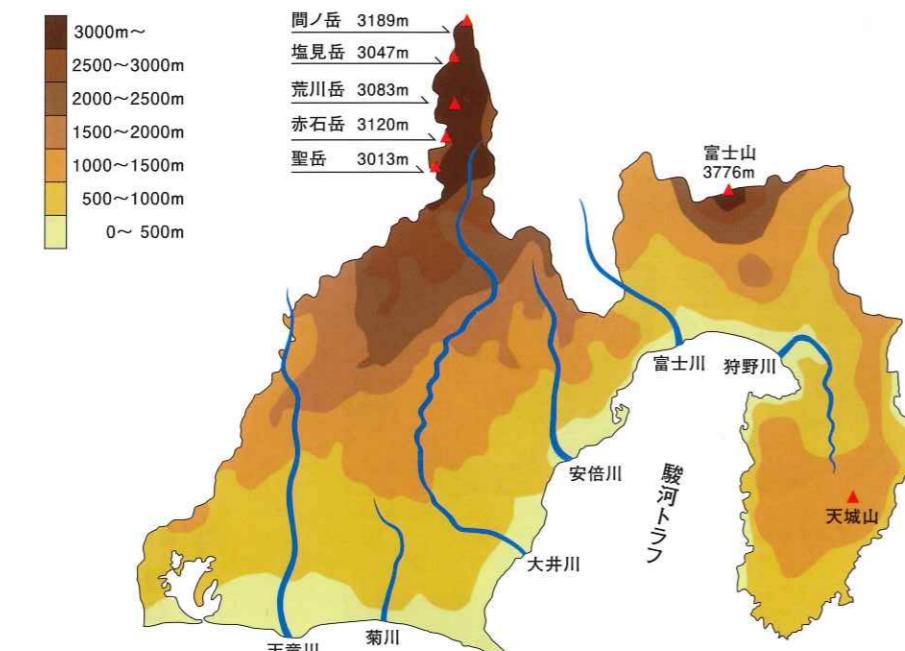
表紙写真：財團法人リモート・センシング技術センター提供

静岡県のすがた

位置

本県は、本州中央部の太平洋側に面し、暖かい気候と豊かな自然に恵まれています。東は箱根山を境に神奈川県、西は浜名湖を経て愛知県、北は富士山及び南アルプスを境に山梨県、長野県に接しています。東西155km、南北118km、面積7,780km²で23市12町から成り、人口は約350万人です。

方位	地名	経緯度
東端	熱海市初島東端	東経 139度10分
西端	湖西市西端	東経 137度28分
南端	下田市神子元島南端	北緯 34度34分
北端	静岡市葵区田代間ノ岳北端	北緯 35度38分
資料 国 土 地 理 院 地 図 資 料 課		
市町総数	35	市 23 町 12
県総面積(推計)	7,777.35km ²	
(令和2年10月1日現在)	総人口3,509,835人	
(令和7年3月1日現在)		

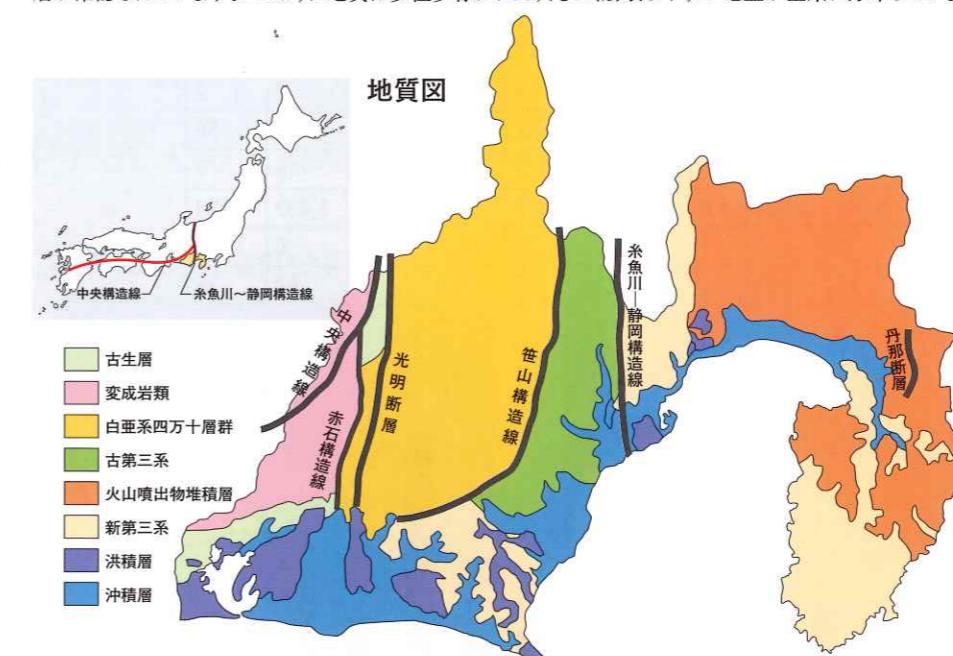


本県は北部に靈峰富士山をはじめ南アルプスの山々が走り、これらの山岳より駿河川、富士川、安倍川、大井川、天竜川などの急流河川が流れ、その扇状地や三角州が海岸平野を形成しています。

県土の全面積の約73%が山地であるため、河川には多くのダムが造られ、水力発電等に利用されています。また伊豆半島は太平洋に突き出し、その西側には南北にのびる最深3,000m以上もある駿河トラフを抱えています。

わが国の地質構造は複雑ですが、中でも本県はその縮図といわれるほどであり、さまざまな地質により成り立っています。北から南に、領家・三波川・秩父帯、四万十帯、瀬戸川帯及び大井川丹沢帯が形成時期の順に西から並び、これらに沿って、糸魚川～静岡構造線で代表されるフォッサマグナの断層群があります。また、富士山や伊豆半島の新しい火山群など地熱活動の盛んな地域を抱えています。県西部はいわゆる西南日本に属し、さらに内帶(山側)と外帶(海側)とに分かれ変成岩類が発達しており、県東部は東日本の富士火山帯に属し、伊豆半島には多数の活断層が確認されています。このように地質は多種多様にわたり、もろく崩壊しやすい地盤が全県に分布しています。

地質

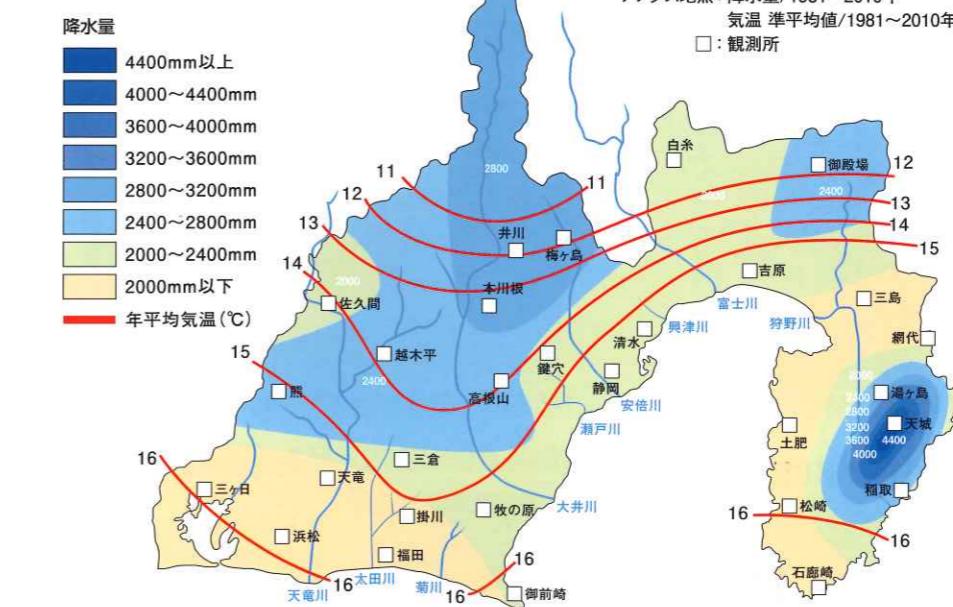


竜ヶ岩洞(浜松市)
[石炭紀～ジュラ紀秩父帯石灰岩]
県西部の石灰岩地帯には、数多くの鍾乳洞が分布している。



度山・日本平(静岡市)
[第四紀更新世礫層]
安倍川の三角州が約10万年で300m隆起した日本で一番新しい山(火山を除く)。礫層で土砂流出が著しい。

静岡県の年平均気温・年降水量



本県の年平均気温は海岸地方で16～17°Cです。盛夏期8月の平均気温は26～27°Cですが、冬の気温は伊豆半島南部が暖かく石廊崎では日最低気温が氷点下に下がる日はほとんどありません。年降水量は、県下のほとんどが2,000mm以上で、最も多い月は6月で静岡293mm、浜松241mm、三島228mm(平均)です。各地の日照時間は東部で2,000時間を割りますが、その他の地方は2,000～3,000時間で、冬季でも晴天が多いため全国的にも日照に恵まれています。

気象



富士山と笠雲
「富士山に笠雲やつるし雲が出ると、およそ6時後には、山は悪天になる」といわれています。

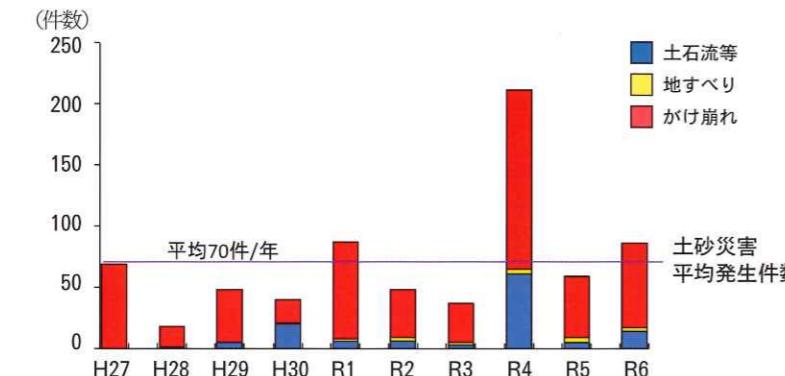
過去の土砂災害

1 10年間の土砂災害の発生状況

	種別	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
発生件数	静岡県	69	18	48	40	87	48	37	211	59	86	70
	土石流等	0	1	5	20	6	6	3	61	5	14	12
	地すべり	0	0	0	1	2	3	2	4	4	3	2
	かけ崩れ	69	17	43	19	79	39	32	146	50	69	56
	内施設効果有	12	2	5	3	10	4	2	15	3	18	7
死者・行方不明者数	全国	788	1,492	1,514	3,459	1,996	1,319	972	795	1,471	1,433	1,524
	静岡県	0	0	0	0	0	0	27	1	1	0	3
全 国	全 国	2	18	24	161	23	21	33	4	8	58	35

本県は、県土の約7割を山地が占め、地質的にも脆弱であることから、梅雨期の集中豪雨や台風等により、土砂災害が各地で発生している。

近年は、豪雨の激甚化・頻発化により、土砂災害が多発しており、過去10年の平均70件は、前10年比約1.5倍となっている。



2 主な土砂災害の事例

●昭和33年 狩野川台風（1958年9月20日～9月29日）

・死 者： 888名
・行方不明者： 381名
・負 傷 者： 1,138名
・住 家 全 壊： 2,118棟
・半 壊： 2,175棟

気象庁HPより（全国推計）

この台風により、伊豆半島にある湯ヶ島観測所では、日雨量782mmという豪雨を記録し、当時の観測史上最大日雨量483mmを大きく上回った。

狩野川上流域では戦争中に大量の木が切り出され、山が水を蓄える機能が低くなってしまったこともあり、約1,200箇所で土砂災害が発生した。



土石流が発生した湯ヶ島の惨状（伊豆市：旧天城湯ヶ島町）

山の頂上から崩れ落ちた筈場地区の被害（伊豆市：旧中伊豆町）

●昭和49年 七夕豪雨（1974年7月7日～7月8日）



丸山町における大規模な斜面崩壊（静岡市）



かけ崩れにより建物や電柱が損壊（静岡市）

・死 者： 145名
・行方不明者： 1名
・負 傷 者： 496名
・住 家 全 壊： 657棟
・半 壊： 1,131棟

気象庁HPより（全国推計）

この豪雨は、台風第8号と梅雨前線の影響により、静岡市内を中心に日雨量508mm、最大時間雨量84.5mmという大雨を記録した。

これにより、中小河川の氾濫や堤防の決壊による浸水被害や斜面崩壊を中心とした土砂災害が多発し、人家や人命に甚大な被害を与えた。

●平成3年 伊豆半島南部の局地的な豪雨（1991年9月10日～11日）

・死 者： 4名
・負 傷 者： 7名
・住 家 全 壊： 27棟
・半 壊： 12棟

静岡県の災害年報より

この局地的豪雨は、伊豆半島南部の地形と台風第15号が去った後の不安定な気象が重なったことにより発生した。これにより下田市の落合浄水場付近では総雨量328mmもの降雨があり、土砂災害が多発した。特に（準）落合川流域では被害が大きく、死者4名も全てこの地域から出ている。



土石流によって削られた土地と土砂流入した人家（河津町）



かけ崩れにより人家が全壊して、1名が死亡（下田市）

●令和元年 台風第19号（2019年10月12日）



かけ崩れにより人家1戸が全壊
事前の避難により人的被害なし（静岡市清水区）



土石流により流木が散乱した河川（小山町）

・死 者： 3名
・負 傷 者： 7名
・住 家 全 壊： 7棟
・半 壊： 9棟

台風19号による被害状況についてより

この台風は「狩野川台風並」とあると接近中から注意喚起され、菊川牧之原で日雨量408.5mm、天城山で日雨量519mm等県内全域で、激しい暴雨となり、静岡県では初めての特別警報が発表された。

また、県内各地で土砂災害が発生し、土石流3件、地すべり1件、かけ崩れ40件人々の生活に甚大な影響を及ぼした。

●熱海市逢初川土石流災害（2021年7月3日）

・死 者： 27名（災害関連死を除く）
・家屋被 壊： 136戸（非住家含む）

県砂防課調べ

この梅雨前線豪雨では、県内全域に土砂災害警戒情報

を発表するなど、広域にわたって3日間雨が降り続いた。

令和3年7月3日には、熱海市伊豆山の逢初川で、大規模な土石流が発生し、死者27名、被害棟数136棟を数える大災害となった。

逢初川では、流域上流部に周辺から水を集めやすい地形の場所に盛り土が造成されており、今回の大雨で盛り土を含む多量の土砂により、人家のある下流域に甚大な被害をもたらした。

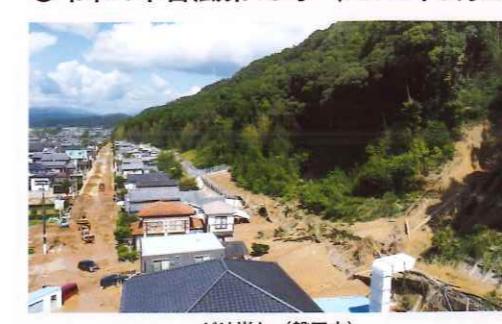


土石流の流下状況

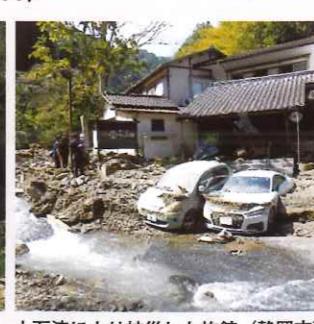


逢初川源頭部の状況

●令和4年 台風第15号（2022年9月23日）



かけ崩れ（磐田市）



土石流により被災した旅館（静岡市葵区）

・死 者： 1名
・負 傷 者： 3名
・住 家 全 壊： 5戸
・半 壊： 25戸

令和4年9月23日から24日の台風第15号により、死者1名、負傷者3名、住宅の全壊5戸、半壊25戸、一部損壊44戸の甚大な被害が発生した。

県内における土砂災害は167件（土石流等：54件、地すべり：2件、かけ崩れ：111件）で、令和3年までの10年間の平均値48件を大きく上回った。

県中部から西部では、23日夜のはじめ頃から24日明け方にかけて猛烈な雨が降り、記録的短時間大雨情報(1時間に110mm以上の雨)が16回発表された。特に伊久美雨量観測所(島田市)では最大1時降水量127mm、最大24時間雨量544mmを記録するなど、県中西部において記録的な豪雨が観測された。

災害に強い安全な地域づくり

1 砂防事業

Erosion Control Works

土石流などの渓流に関連した異常な土砂移動現象から下流の人命・財産等を守るため、砂防指定地として指定された流域において、砂防堰堤や床固工等の砂防施設を整備する事業です。

通常砂防事業 [国費率は1/2 (県負担1/2)]



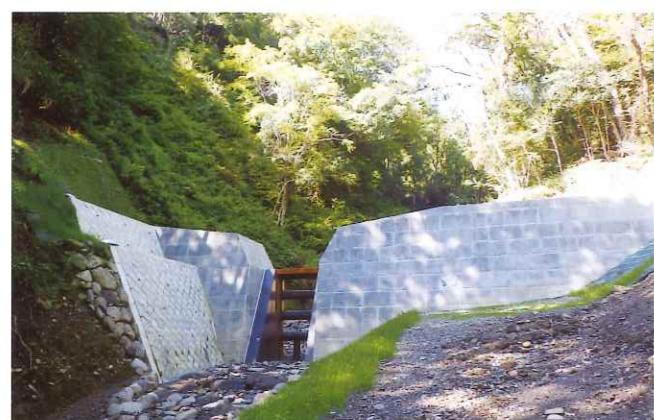
朝比奈川水系 外神沢(藤枝市岡部町三輪)



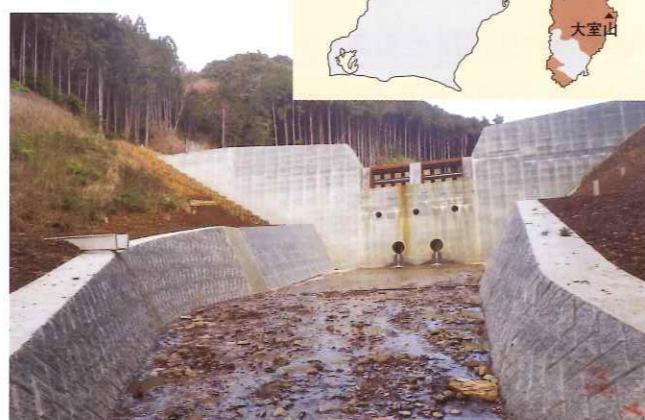
巴川水系 長尾南沢(静岡市葵区長尾)

火山砂防事業 [国費率は5.5/10 (県負担4.5/10)]

火山地域における荒廃地の保全とともに、土石流及び火山噴火に伴う土砂流出(火山泥流、火碎流、溶岩流等)から、下流の人家等を守るため、砂防施設を整備する事業です。



富士川水系 安居山右支川(富士宮市安居山)



狩野川水系 谷戸沢(裾野市深良)



いろいろな砂防堰堤



富士川水系 回沢(富士宮市内房)
静岡県初めてのアーチ式砂防堰堤(昭和28年)



天竜川水系 出馬川(浜松市天竜区佐久間町)
静岡県初めての鋼製スリット堰堤(昭和57年)



安倍川水系 坂本川(静岡市葵区口坂本)
格子型鋼製砂防堰堤(平成12年)

砂防メンテナンス事業

[国費率は1/2 (県負担1/2)]

砂防設備の老朽化対策を計画的に実施するため、長寿命化計画に基づき老朽化対策が必要な施設について、計画的に対策を実施して施設機能を確保する事業です。



北川水系 北川(伊東市湯川)

東富士演習場周辺障害防止対策砂防事業

[国庫補助率は9/10 (県負担1/10)]

重火器の使用により演習場内は荒廃し、下流への土砂流出が懸念されるため、防衛省の補助を受け、砂防施設を整備する事業です。



狩野川水系 砂沢川流路工(御殿場市神場)

県単通常砂防事業

国庫補助事業・交付金事業として採択されない砂防堰堤や渓流保全工等の砂防施設を整備する事業です。



熱海仲川水系 热海仲川(熱海市下多賀)

砂防堰堤の施設効果

静岡市駿河区青沢の殿谷川砂防堰堤は、令和5年度に県土強靭化による除工事を実施しました。その後、令和6年の台風第10号により土石流が発生しましたが、砂防堰堤が土石流を捕捉し、人家等への被害を未然に防止することができました。



殿谷川水系 殿谷川(静岡市駿河区青沢)



安倍川水系 亀久保沢(静岡市葵区口坂本)
静岡県内最高の砂防堰堤H=26mL=81m(平成元年)



富士川水系 薩川(富士宮市薩)
静岡県内最長の砂防堰堤H=6mL=262m(平成2年)



河津川水系 中山沢(河津町湯ヶ野)
静岡県初めての鋼製セル堰堤H=12mL=49.5m(平成3年)

いろいろな砂防堰堤

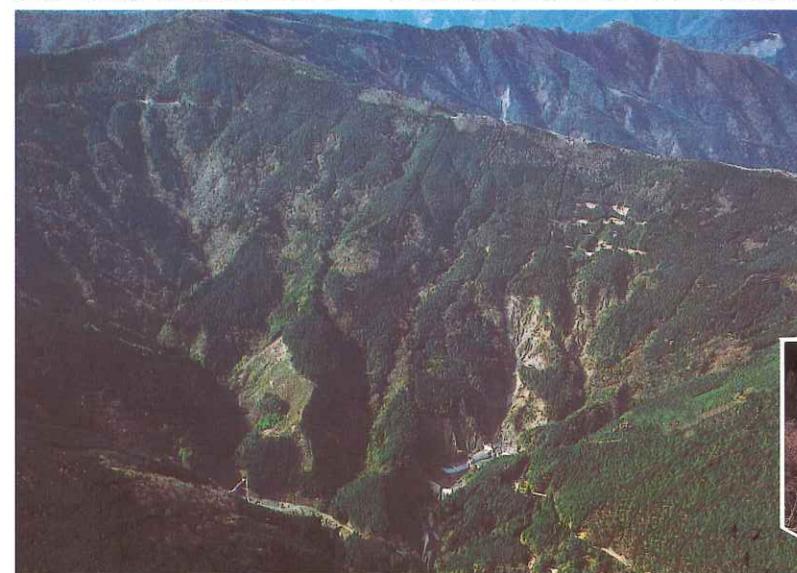
2

地すべり対策事業

Prevention and Control Works of Landslide

地すべりから人家、公共建物、河川、道路等を守るため、地すべり防止区域として指定された地域において、集水井工や横ボーリング工及びアンカーアー工等の地すべり防止工事を実施する事業です。

国土交通省所管地すべり対策事業 [国費率は1/2(県負担1/2)]

要配慮者利用施設や準用河川を保全する地すべり対策
ウスイ坂南地すべり(藤枝市中ノ合)人家と地域の生活道路(国道152号)や鉄道(JR飯田線)を保全する地すべり対策
向島地すべり(浜松市天竜区水窪町地頭方)

林野庁所管地すべり防止事業 [国庫補助率は1/2(県負担1/2)]

緊急輸送路と森林を保全する地すべり対策
下里 地すべり (浜松市天竜区龍山村)



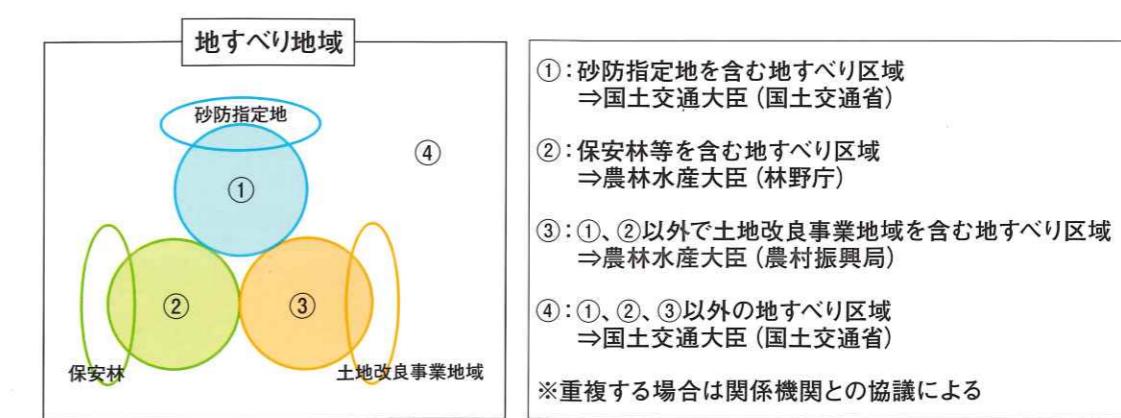
農村振興局所管地すべり対策事業 [国庫補助率は1/2(県負担1/2)]

人家と優良な農地を保全する地すべり対策
寺野 地すべり (浜名市浜名区引佐町)



地すべり防止区域の主務大臣の区分(所管省庁の区分)

地すべり防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、地すべり等防止法により次のとおり定められています。



※図はイメージです

3

急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れから人家等を守るため、急傾斜地崩壊危険区域として指定した区域において、擁壁工や法面工等の崩壊防止工事を実施する事業です。

急傾斜地崩壊対策事業

[国費率は4/10～4.75/10(県負担4.5/10～5/10、地元1/10～0.5/10)]



平松蔽下 急傾斜地（磐田市平松）



徳倉三丁目谷戸B 急傾斜地（三島市徳倉）

特定利用斜面保全事業

斜面及びその周辺地域における土砂災害の未然防止を図るとともに、急傾斜地崩壊対策事業と他の公共公益事業との調整により、有効な斜面空間利用を図ります。



施工前



対策工事完成（危険な斜面の取り除き）



松崎町の「岩地西の田」急傾斜地では、危険な斜面を取り除いて津波避難地を整備しており、普段は駐車場として利用されています。

●要配慮者利用施設の保全

老人福祉施設、病院、保育園、幼稚園などの、要配慮者利用施設を被害想定区域に含む箇所を重点的に整備することにより、安全で、安心して暮らせるまちづくりを進めます。



施工前



対策工事完成（危険な斜面の取り除き）



松崎町の「岩地西の田」急傾斜地では、危険な斜面を取り除いて津波避難地を整備しており、普段は駐車場として利用されています。

県単急傾斜地崩壊対策事業

国庫補助事業・交付金事業として採択されない急傾斜地崩壊対策工事を実施する事業です。



奈良間家ノ上 急傾斜地（静岡市葵区奈良間）



西雲名 急傾斜地（浜松市天竜区西雲名）

急傾斜地崩壊対策事業費補助

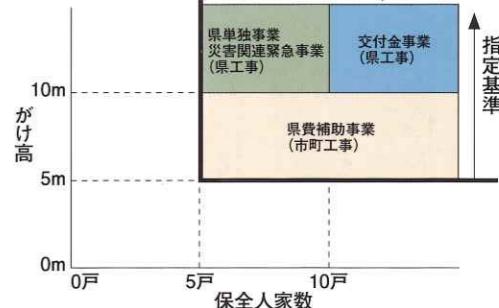
[市町施行：県費補助]



生土松葉B 急傾斜地（小山町生土）

急傾斜地崩壊危険区域のうち、交付金事業や県単独事業の対象となる箇所（がけ高10m未満、保全人家5戸以上）を市町が実施する場合に県費の補助を行っています。また、急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進するため、市町に対し指定に要する経費の補助も行っています。

急傾斜地崩壊危険区域
指定基準



急傾斜地崩壊対策施設の施設効果

渡ヶ島禿石急傾斜地（浜松市天竜区渡ヶ島）では、令和6年8月22日～9月1日の台風第10号による豪雨により、がけ崩れが発生しましたが、整備済の待受け式擁壁が崩壊土砂を捕捉し、人家への被害を未然に防止し、防止施設の効果を発揮しました。



崩壊土砂を捕捉!!



4

災害関連緊急事業

規模の大きな土砂災害が発生した箇所において、再度災害を防止するため緊急的に砂防堰堤等を整備する事業です。この事業は、昭和62年から制度化され、令和6年までに、砂防事業で66箇所172億円、地すべり対策事業で65箇所302億円、急傾斜地崩壊対策事業で106箇所59億円の合計237箇所533億円の災害関連事業を実施しています。

なお、市町が事業主体となる災害関連地域防災がけ崩れ対策事業も実施しています。

Emergency Works of Disasters

災害関連緊急事業の実施状況

	実施件数	事業費(億円)
砂防	66	171.7
地すべり	65	302.0
急傾斜	106	59.3
合計	237	533.0

※昭和62年から令和6年までの集計

災害関連緊急砂防事業 [国庫補助率は2/3 (県負担1/3)]

風水害・震災等により土砂が渓流に堆積し、下流に著しい土砂災害を及ぼすおそれのある場合、緊急に砂防施設工事を実施する事業です。

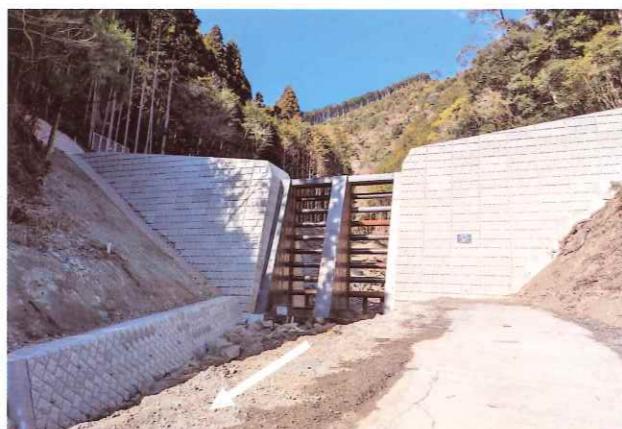
油山川（静岡市葵区油山）

被災原因：令和4年9月23日の台風第15号

保全対象：人家71戸、市道



油山川土砂流出状況



砂防堰堤工事完成 (R7.2)

三堂川（賀茂郡西伊豆町仁科）

被災原因：令和4年4月22日の大雨

保全対象：人家8戸、国道136号



三堂川土砂流出状況



砂防堰堤工事完成 (R6.3)

災害関連緊急地すべり対策事業

[国庫補助率は渓流関連2/3(県負担1/3)・その他1/2(県負担1/2)]

風水害・震災等により地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合、緊急に地すべり防止工事を実施する事業です。

門島 地すべり(浜松市天竜区春野町杉)

発生日時：平成25年4月23日

崩落規模：W=160m、H=150m、D=15m

崩壊土量：V=12万m³



崩壊前斜面状況



崩壊発生後斜面状況



地すべり対策工事完成 (H31.3)

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 [国庫補助率は4/10～4.875/10 (県負担4.5/10～5/10、地元1/10～0.25/10)]

風水害・震災等により急傾斜地に新たな崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により崩壊が拡大するおそれがある箇所に対し、緊急に崩壊防止工事を実施する事業です。

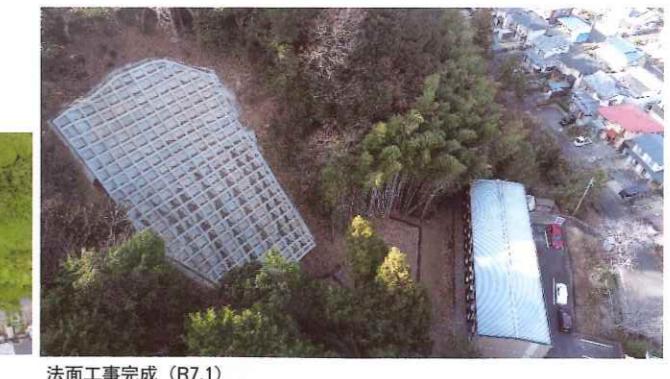
気賀山後A（浜松市浜名区氣賀）

被災原因：梅雨前線及び令和5年台風第2号による豪雨(令和5年6月2日発生災害)

保全人家：18戸



崩壊発生後斜面状況



法面工事完成 (R7.1)

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

[国庫補助(間接補助)率は5/10(市町負担5/10)]

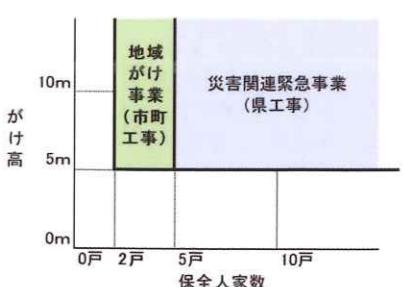
激甚災害に伴い、がけ地で崩壊等が生じ、放置すれば次期降雨等により人家等に被害を与えるおそれがある場合に、緊急にがけ崩れ防止工事を実施するもので、市町が事業主体の補助事業です。令和6年度までに静岡市で2箇所約1.6億円の事業を実施しました。



河内中村(静岡市清水区) 崩壊発生後斜面状況

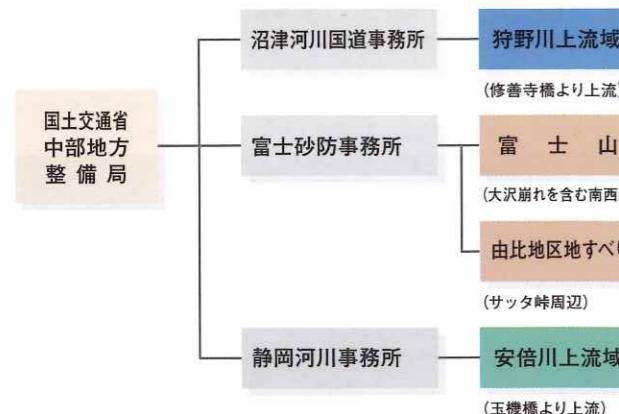


法面工事完成 (R6.6)



5 國土交通省直轄砂防関係事業

県内には、富士山「大沢崩れ」や安倍川源流部の「大谷崩」などの大規模な崩壊地が各地にあります。このため、直轄砂防事業として3区域、直轄地すべり対策事業として1区域が指定され、國土交通省が事業を実施しています。



Erosion Control Directly Controlled by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



富士砂防

[富士砂防事務所]

「富士山と地域を護る」

富士砂防事務所では、日本有数の大崩壊地である「大沢崩れ」の対策をはじめとした富士山南西麓における降雨に起因する土砂災害対策事業、富士山の火山活動による土砂災害防止のための調査、日本の大動脈(東名高速道路・国道1号・JR東海道本線)が集中している静岡市清水区由比西倉沢での地すべり対策の3つのプロジェクトを進めています。

富士山火山砂防事業 ～富士山の土砂災害を防ぐハード対策～

富士山には八百八沢と呼ばれるほど多くの渓流が存在し、山麓では古くから雪代(ゆきしろ)や土石流などにより大きな被害を受けてきました。中でも富士山西斜面に位置する大沢崩れは日本有数の大崩壊地であり、毎年のように土石流が発生しています。特に令和3年には年間74万m³もの土砂流出がありました。令和6年4月にもスラッシュ雪崩があり、依然として活発な崩壊が続いている。

富士山大沢川の直轄砂防事業は昭和44年度から着手し、大沢崩れ・扇状地などの富士山の各渓流において、砂防施設の整備を行っています。平成30年度より降雨に起因する土砂災害対策(降雨対策)に加えて、火山噴火に起因する土砂災害対策(噴火対策)に着手しています。



由比地すべり対策事業 ～日本の大動脈を護る～

由比地区は日本の大動脈であるJR東海道本線・国道1号・東名高速道路などが集中する交通の要衝となっています。この地域では古くから多くの土砂災害に見舞われておらず、昭和36年の寺尾地すべりや昭和49年の七夕豪雨による地すべりなど、大きな被害を受けてきました。

この由比地区(サッタ峠)において、大規模な地すべり地形が確認され、今後予想される豪雨や東海地震等により大規模な地すべりが発生する恐れがあるため、平成17年度より直轄地すべり対策事業に着手しました。

火山噴火に対する防災対策 ～噴火による土砂災害から命を守るソフト対策～

ソフト対策としては、火山や渓流を監視するカメラ、土石流検知センター等の観測施設等の設置について関係機関と連携を図りながら整備を進めています。緊急時には噴火時の被害想定をハザードマップとして関係機関に提供すると共に、降灰後の土石流が発生する恐れがある場合には緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町村及び県に通知します。由比地すべり対策事業～日本の大動脈を護る～



ハザードマップの例(左:溶岩流、右:融雪型火山泥流)



逢初川直轄砂防災害関連緊急事業の進捗について

令和3年7月3日に熱海市伊豆山地区の逢初川で大規模な土石流災害が発生し、死者28名(災害関連死含む)、家屋被害98戸の甚大な被害となりました。

再度災害防止対策の実施にあたり、高度な技術力が必要となることから、県知事からの直轄砂防施行要請を受け、7月20日に「直轄砂防災害関連緊急事業」に着手しました。令和4年度末に新設砂防堰堤が完成し、県に施設管理を引継ぎました。



Erosion control of Abe River

安倍川砂防

[静岡河川事務所]

「砂防でひらく安倍奥の明日」

安倍川上流域は、崩壊地が多い上に多雨地域であり、平均年雨量3,200mm程度、最大年雨量4,882mm(平成23年)、最大日雨量671.5mm(昭和57年8月1日)、最大時間雨量130mm(昭和41年9月25日0時15分から1時間)というきわめて大きな値を記録しており、土砂災害が多発しています。そして、明治35年に静岡県が砂防事業を開始し、昭和12年から国の直轄による砂防事業が行われてきています。安倍川砂防事業(直



狩野川砂防

[沼津河川国道事務所]

「豊かな自然との調和」をめざして

狩野川砂防事業

狩野川は伊豆半島の中央部より北上する延長46kmの我国有数の急流河川です。

昭和33年9月26日、伊豆半島東岸を通過した台風22号は、狩野川流域に驚異的な豪雨をもたらし、「筏場の大崩壊」のような山崩れが発生、拡大して大量の土砂を生産し、土石流となって、山あいの温泉街に被害を及ぼしました。さらに下流の田方平野は泥海と化し、死者・行方不明者853名という、甚大な被害をもたらした大災害として、「狩野川台風」と呼ばれています。

この大災害を契機に、翌年の昭和34年より修善寺橋を起点とした上流域約270kmの狩野川流域(修善寺川流域を除く)の直轄砂防事業を進めています。



伊豆東部火山群砂防調査

伊豆半島東部地域に位置する伊豆東部火山群は、東伊豆単成火山群と、これらの東方に位置する東伊豆沖海底火山群の総称であり、陸上での分布は伊東市及び伊豆市をはじめとする3市2町にまたがります。しばしば地下からのマグマの貫入による群発地震が発生しており、平成元年7月には伊東港の北東約3kmの沖合で海底噴火が発生し手石海丘を形成しました。これは有史以降初めての噴火でした。

活動火山対策特別措置法が平成27年に改正され、平成28年2月に伊東市及び伊豆市が火山災害警戒地域に指定、令和元年6月には熱海市が追加指定され、警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域となりました。

これを受け、県と協働して「伊豆東部火山群火山噴火緊急減災砂防計画」を策定し、平成31年3月に公表しました。現在は、推進連絡会議を開催し、県、市と情報交換・連携を図りつつ、火山降下物による土石流災害の減災への取り組みを実施しています。



砂防事業における協働

砂防関係事業において、地域の課題やニーズに対応し、より効率的な行政を実現するために、砂防施設等の計画策定から完成後の維持管理まで各段階において地域住民に参画してもらい、協働による事業の推進と施設の維持管理を進めています。

このような取組の積み重ねにより、県民の地域づくりに対する主体性の醸成と公共事業に対する理解が深まることが期待されています。

砂防サポートプログラム

Support Program on Erosion Control Works

砂防事業における維持管理の協働は、ボランティア団体と県が役割を分担し、同意書を締結する「砂防サポートプログラム」として取り組んでいます。住民が中心となって定期的な清掃・美化・森づくり活動を行い、県ではアダプトサイン(標識)の設置や作業用資機材の貸与などを行っています。

1 「森と水辺を育てる会」～静岡市都市山麓グリーンベルト～

静岡市清水区大内地区ではグリーンベルト整備事業におけるモデル地区として、地元有志による活動団体「森と水辺を育てる会」と平成17年3月に砂防サポートプログラムの合意書を締結し、砂防堰堤等の集中的な整備とともに、土砂災害に強い砂防樹林帯づくりを団体と協働で進めています。

主な作業は、放置竹林の間伐や管理道の整備であり、併せてタケノコ掘りや植樹なども楽しみながら里山の維持管理を行っています。



植樹の様子



門松づくりの集合写真

2 「丸子芹が谷町自治会自主防災委員会」～静岡市駿河区丸子芹が谷地区～

丸子芹が谷自治会自主防災委員会と平成22年12月に砂防サポートプログラムの合意書を締結し、土砂災害防止施設やその周辺の草刈り等の清掃活動や施設点検について、団体と協働で進めています。

特に、施設の見学・点検を通じて、砂防について学ぶことができる「防災ハイキング」の実施や山腹の荒廃を防ぐための防災里山みかん園の整備など、警戒避難の整備についても活動の幅を広げています。平成29年6月にはこれらの活動が評価され、土砂災害防止功労者として国土交通大臣に表彰されました。



防災ハイキング



土砂災害防止功労者表彰

その他の協働の取組

Other collaborative efforts

1 「親子で大谷崩の森づくり」～静岡市葵区梅ヶ島地先～

大谷崩は、日本三大崩れの一つに数えられる安倍川上流の大崩壊地で、国土交通省静岡河川事務所により床固工や山腹工等の直轄砂防事業が進められています。

近年では、毎年5月に、静岡市の任意団体主催による植樹活動が開催され、静岡市内の親子や学生が参加しています。

大谷崩の山腹工に、現地の自生種であるヤシャブシやヤマハンノキ等の苗木を採取し、自然に根付く特性のある再生紙鉢に採取した苗木と培養土を入れて山腹工に設置する等の植樹作業を行い、土砂災害を防止する森づくりを体验していただいている。



植樹作業の状況



大谷崩をバックに記念写真

地震対策事業

本県は、駿河湾から遠州灘にかけてはプレートの境界を成す南海トラフが存在し、有史以来、巨大地震が繰り返し発生しています。また、陸域には糸魚川-静岡構造線や中央構造線などの構造線が存在し、さらに、富士川河口付近や伊豆半島に数多く分布する活断層により内陸直下の地震を発生させてきました。

本県では、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023(AP2023)」を策定し、2025年度までの3年間で想定犠牲者の9割減災を達成し、その後も減災効果が持続するよう、ハード・ソフト対策を推進しています。砂防関係事業では、命を守るための施設等の整備として、避難所や緊急輸送路を保全する土砂災害防止施設等の整備を進めています。

また、津波浸水区域内の急傾斜地崩壊危険区域では、津波避難兼管理用階段の設置や避難地の造成等も実施しています。

人家と緊急輸送路を保全する急傾斜地施設



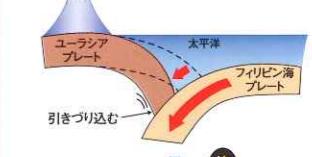
相俣向山 急傾斜地(静岡市葵区相俣)



入出 急傾斜地(湖西市入出)



○ 南海トラフ巨大地震の想定震源域



ユーラシアプレート 太平洋 フィリピン海プレート
引きづり込む
津波
はね上がると地震

上田町地区(湖西市) 特定利用斜面保全事業

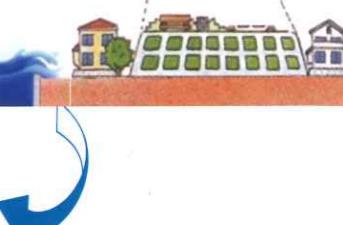


切下げ前の様子



新居幼稚園

上田町地区(湖西市)では、危険な急傾斜地を切土し、がけ崩れの脅威を軽減しつつ、津波避難地を造成しました。また、切土した際の発生土を提供して、沿岸部に津波対策の命山・防潮堤を建設する等、「一石三鳥」の取組を行いました。

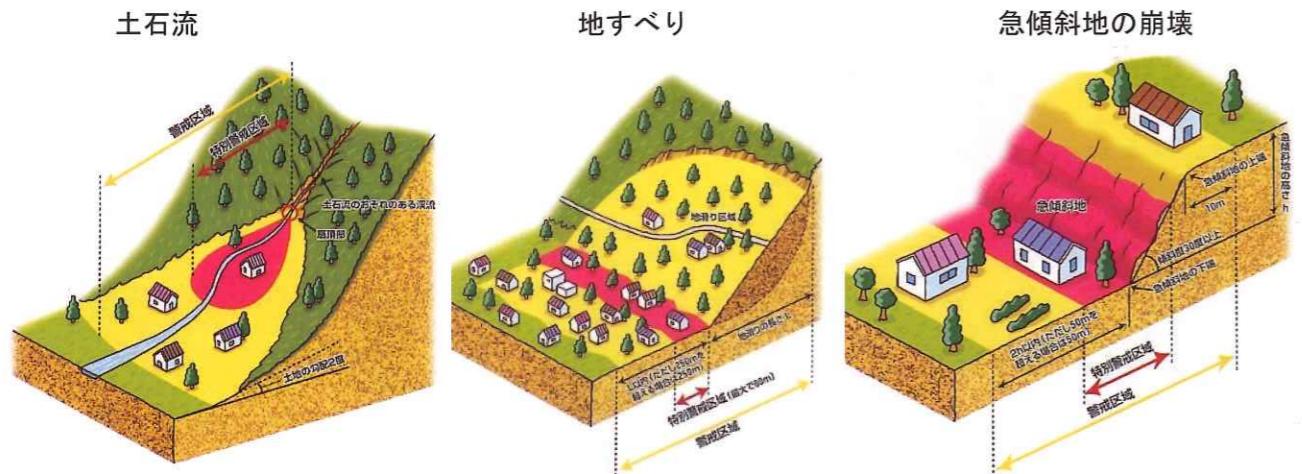


土砂災害防止のソフト対策

土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害から住民の生命と身体を守るため、崩壊した土石等によって、生活している方々の命や身体に危険がおよぶおそれのある場所について、危険性に応じて土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、特定開発行為の許可、住宅等の構造規制等の対策を推進しています。

【土砂災害警戒区域等の区域指定イメージ】



【土砂災害警戒区域等の指定に伴う警戒避難体制整備や制限行為等】

警戒区域

崩壊した土石等によって、被害を受けるおそれのある区域です。この区域では、土砂災害を防ぐための警戒避難体制が整備されます。市町の地域防災計画に定められるとともに、警戒区域や避難所等を記載したハザードマップが関係者に配布されることになります。

土砂災害警戒情報等の気象情報や市町からの防災情報に注意しましょう。

大雨時は、県と気象台が共同で収集する土砂災害警戒情報等の気象情報を注意して、いざという場合に備えましょう。

宅地建物取引における説明の義務

■宅地建物の取引者は、宅地や建物の売買時にあり、相手方に警戒区域にあることの説明が必要です。

■要記載者利用施設管理者等の避難確保計画の作成等の義務

■要記載者利用施設の管理者は、(土砂災害が発生するおそれがある場合における)利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために、必要な事項を定めた計画を作成し、避難訓練を実施することが必要です。

特別警戒区域

崩壊した土石等によって、住宅等の建物が倒壊し、住んでいる人の命や身体に大きな危害が生ずるおそれがある区域です。この区域で開発しようとしたり、住宅等の建物を建築する場合は、次のような許可や認証などが必要になります。
※住宅等の建物とは、建築基準法第2条第4号に規定する居室を有する建物です。

住宅の新築・改築には建築確認が必要です。

建築確認では、土石等が剥落し、住宅に作用すると想定される力に対し、その構造が安全であるかどうかの審査がされます。

特定開発行為には県の許可が必要です。

特許開発行為とは、次のような用途の建物を建てるために行われます。自己用以外の住宅（アパート、マンション、社員住宅）
・要配慮者（高齢者、障害者等）
・特定開発行為を行う場合には、あらかじめ県の許可を受ける必要があります。
上記建築物の敷地に土石等が流入しないようなるか工事の計画を提出し、工事完了の確認により、特別警戒区域の範囲を見直します。

宅地建物取引における説明の義務

■特定開発では、県の許可後でなければ、住宅の広告や売買の契約に組ぶこができるません。
■宅地建物の取引業者は、宅地や建物の売買にあたり、相手方に以上の説明が必要です。
○特定開発行為の許可について

● 土砂災害警戒区域の指定に関する取組

(1) 巡目調査

本県では、1巡目の土砂災害警戒区域の指定について、平成16年度に区域指定を開始し、令和元年度に18,215箇所の指定を完了しました。

(2) 巡目調査

その後、国は令和2年8月に「土砂災害防止対策基本指針」を変更し、「高精度な地形情報を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努める」としました。これを受け取った3次元点群データにより、土砂災害警戒区域に指定される可能性がある箇所(候補箇所)を抽出し、令和5年度に9,047箇所の候補箇所を公表しました。今後は、2巡目の区域指定として現地調査等による基礎調査を行い、区域の範囲を明確にして土砂災害警戒区域等を指定します。

また1巡目調査を含めて区域指定された箇所については、砂防施設の整備や地形改変等により土砂災害警戒区域等の範囲が変わる場合に、基礎調査を実施し、区域指定の見直しを行っています。

土砂災害警戒区域等の周知

関係する住民等に土砂災害の危険があることを伝えるため、県砂防課ホームページで土砂災害情報マップを公開するとともに、土砂災害警戒区域を表示した標識の設置や電柱広告を活用した現地表示を進めています。

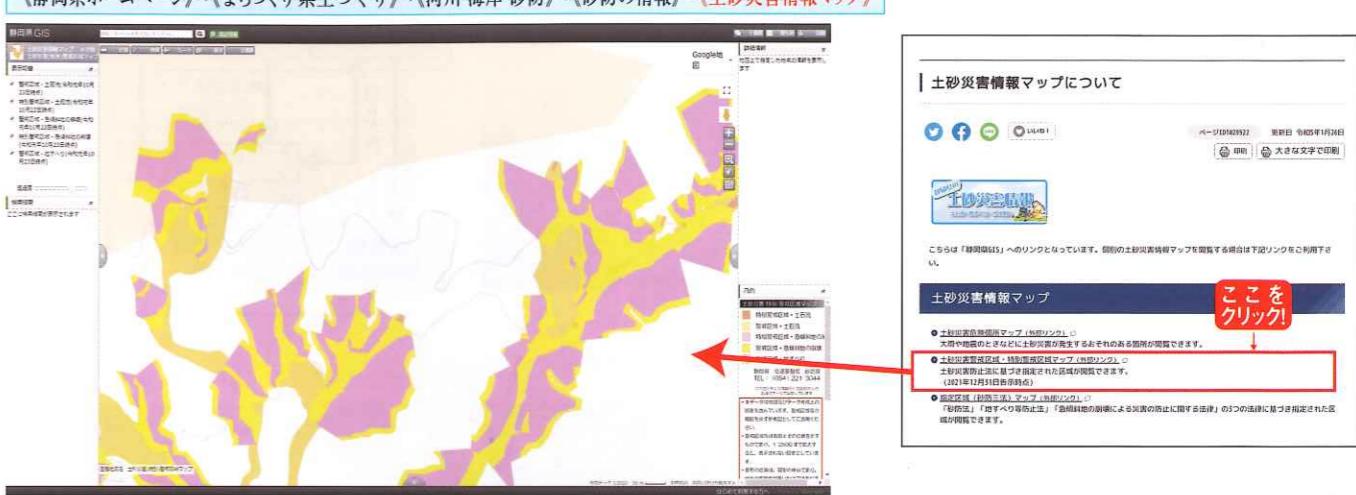
また、市町では、避難場所や情報伝達方法等を示したハザードマップを作成し、住民へ配布するとともに公民館等の公共施設へ掲示して周知を図っています。

● 砂防課ホームページでの「土砂災害情報マップ」の公開

砂防課ホームページの土砂災害情報マップでは、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、砂防三法(「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」)に基づく指定区域を公開しています。

『土砂災害情報マップ』までの案内

『静岡県ホームページ』→『まちづくり県土づくり』→『河川・海岸・砂防』→『砂防の情報』→『土砂災害情報マップ』



● 土砂災害警戒区域等を明示する現地表示

土砂災害に対して実効性のある避難を確保するため、土砂災害のおそれのある区域をより一層周知する必要があることから、住民が日頃からリスクを意識できる取組として、土砂災害警戒区域を表示した標識の設置を進めています。



区域表示板（広域地図）



区域標識



電柱広告

● ハザードマップの作成・配布

土砂災害警戒区域が指定された場合には、「土砂災害ハザードマップ」を市町が作成・配布し、住民の方などに周知します。

ハザードマップにより、身の回りの土砂災害警戒区域、避難場所、情報の伝達方法等を把握することができます。



土砂災害ハザードマップの例



要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援

平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の施設管理者等に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられました。

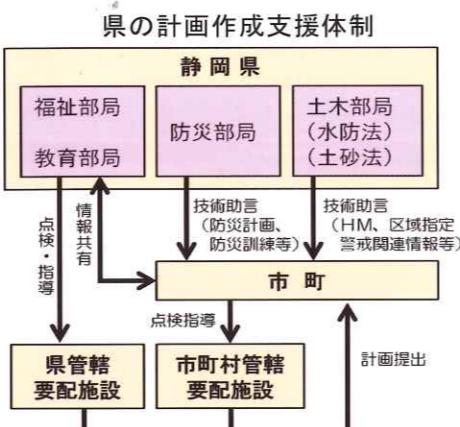
さらに九州地方の災害を踏まえて令和3年7月に再び法改正が行われ、施設管理者等に訓練の報告が義務付けられるとともに、市町長による計画内容や訓練に係る助言・勧告制度が創設されました。

県では、庁内関係部局が連携して市町担当者との意見交換会を開催するなど、避難確保計画の作成促進や実効性のある避難の確保に向けた支援を行っています。

県内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は96.6%、避難訓練の実施率は38.6%となっています。(令和6年度現在)



市町担当者との意見交換会



ソフト対策の効果事例

<令和元年10月台風19号の小山町老人ホームの事例>

～事前の備えと日頃の訓練が命を救う！～

令和元年10月の台風19号では、静岡県内に初めて大雨特別警報が発表されるなど、県東部を中心に大雨となり、静岡県内では44件の土砂災害が発生しました。

小山町の老人ホームでは、施設内に土砂が流入し、建物に被害が生じましたが、この施設は避難確保計画を作成し、6月の土砂災害防止月間での実践的な避難訓練をはじめ、日頃から地域住民とともに防災訓練を実施していました。台風19号襲来時には、住民の声かけをきっかけに職員が利用者をより安全な2階に避難させ、人的被害を防ぐことができました。

《施設での取り組み》

平成21年7月：土砂災害警戒区域等の指定
(土石流4箇所、急傾斜1箇所)

平成29年5月：避難確保計画の作成

平成29年6月
平成30年6月
令和元年6月
土砂災害・全国防災訓練の実施
(町・地域と連携した訓練)



老人ホーム内部



老人ホーム南側



土砂災害・全国防災訓練実施の様子

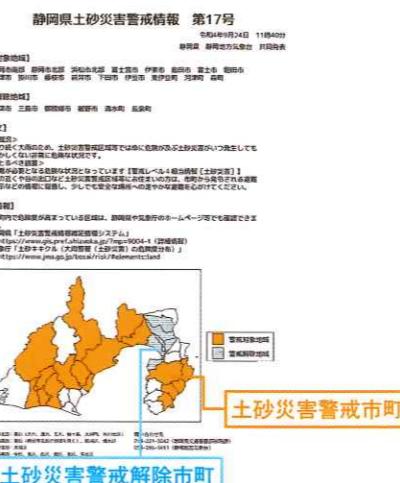
土砂災害警戒情報の提供

土砂災害警戒情報は、土砂災害が発生するおそれが高いときに、市町長が避難指示を発令する判断や住民の自主避難に役立つよう、県と静岡地方気象台が共同で発表し、県からメールと電話で市町に伝達、テレビ等で地域住民へ伝達されます。

県では、平成19年の運用開始以来、雨量や土砂災害データの蓄積に伴い、発表基準(CL)の見直しを行う等、精度の向上を進めています。令和2年8月の国通知を受け、気象台等とCLの作成単位を細分化する検討を行い、令和5年10月に、有識者などで構成される「土砂災害警戒避難雨量検討委員会」において、従来の5kmメッシュのCL作成単位を1kmメッシュに細分化することを決定し、令和6年5月から運用開始しました。

【土砂災害警戒情報の発表例】

〔発表例〕



土砂災害警戒情報の補足情報の公開 (<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-1&>)

土砂災害警戒情報は市町単位で発表されており、市町のどの箇所が危険な状態なのか、より詳細で即時性のある情報を提供するため、県では、平成20年6月より気象庁から送られる情報をインターネットにより補足情報としてわかりやすく公開しています。また、本システムを平成25年6月より静岡県地理情報システム(静岡県GIS)に移行しました。静岡県GISとは、南海トラフ地震の津波被害想定や富士山ビューポイントなど県内の様々な情報が統合された地理情報システムです。

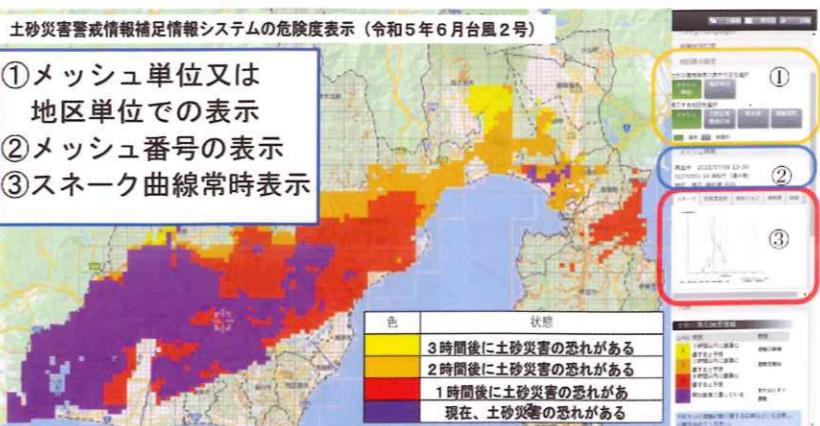
〔土砂災害警戒情報〕までの案内

[静岡県ホームページ](https://www.gis.pref.shizuoka.jp/)→[まちづくり・国土づくり](#)→[河川・海岸・砂防](#)→[砂防の情報](#)→[静岡県土砂災害警戒情報](#)

アニメーション	:過去の気象状況を再現できます。
地図表示設定	:①土砂災害危険箇所②土佐災害危険度③降水量を地図上に表示できます。
土砂災害警戒情報	:警戒情報が発表されているかの有無が表示されます。
地区単位の危険度表示	:土砂災害の危険度を地区単位の表示に切り替えることができます。
リンク	:用語の説明、他サイトへのリンク先等を表示できます。



二次元コード



- ①メッシュ単位又は地区単位での表示
- ②メッシュ番号の表示
- ③スネーク曲線常時表示

色	状態
黄色	3時間後に土砂災害の恐れがある
オレンジ	2時間後に土砂災害の恐れがある
赤	1時間後に土砂災害の恐れがある
青	現在、土砂災害の恐れがある

選択メッシュ地点の危険度表示



スネーク曲線
横軸を土壌雨量指数、縦軸を1時間間隔としたグラフに、降雨を一定時間間隔でプロットしたもの

CL : 土砂災害発生危険基準線 (Critical Line)
土砂災害の目となる基準で、過去の大規模な土砂災害発生時の降雨から専門家による検討委員会(砂防・社会学・自主防・マスコミ・気象等)で決定。

土砂災害防止広報活動

土砂災害防止月間



毎年、各地で発生する土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害により、多くの人命や財産が失われています。国土交通省と静岡県では、梅雨前線や台風により雨量が多く、地盤がゆるみ土砂災害が発生しやすくなる6月を「土砂災害防止月間」とし、土砂災害とその防止について県民の皆様の理解と关心を深めていただく取組を実施しています。

県は市町と連携し、急傾斜地パトロールの実施や広報活動の推進、砂防フェスティバルの開催、「土砂災害・全国防災訓練」の実施、土砂災害に関する絵画・作文の募集、バスフロント広告を活用した広報活動など、様々な活動を行っています。

毎年6月の第一日曜日の全国統一実施日を中心に、「土砂災害・全国防災訓練」を実施しています。

これは、6月の「土砂災害防止月間」の取組の1つとして、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図ることを目的に土砂災害警戒区域等の住民参加による実践的な避難訓練を実施するものです。



土砂災害・全国防災訓練

土砂災害防止に関する作品応募状況

応募年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	学校数	作品数	学校数	作品数	学校数
小学生	2	2	0	0	0
絵画	1	1	1	1	5
中学生	17	64	8	38	39
絵画	5	10	14	30	20
合計	25	77	23	69	64
					123
					13
					56
					17
					24



表彰式

がけ崩れ防災週間



急傾斜地パトロール

各種講習会の開催



自主防災組織のリーダー等を対象にした講習会の開催



小中学生の総合学習での土砂災害出前講座



砂防関係工事現場見学会

8

砂防指定地等の管理

砂防法(明治30年法律第29号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、土砂災害対策に必要な区域を指定し、砂防施設の整備とともにその指定地を管理しています。

砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域の管理については、それぞれ法の趣旨により、指定地内の行為を禁止または制限するとともに、土地の状況を監視しています。

砂防指定地等の日頃の巡視については、地域に精通した方を砂防指定地等監視員や農地地すべり防止区域巡視員として委嘱し、指定区域内の違法行為や施設の異常等の早期発見に努めています。

また、6月の土砂災害防止月間に中心に実施している急傾斜パトロールについては、関係市町や平成9年12月に発足した静岡県砂防ボランティア協会等と連携し、がけ崩れ災害の未然防止や良好な機能維持に努めています。

県が管理する各土砂災害防止施設(砂防・地すべり・急傾斜)については、適切に予防保全管理を行うため、平成30年度に策定した長寿命化計画により、健全度に応じ定期的な点検と計画的な補修等を進めています。



砂防指定地標識



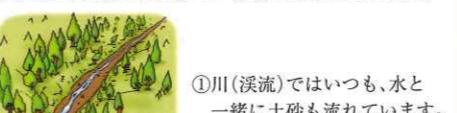
地すべり防止区域標識



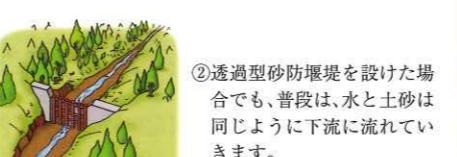
急傾斜地崩壊危険区域標識

砂防豆知識

透過型砂防堰堤が土石流をとらえる働き



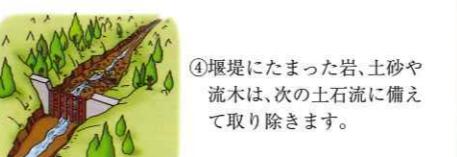
①川(渓流)ではいつも、水と一緒に土砂も流れています。



②透過型砂防堰堤を設けた場合でも、普段は、水と土砂は同じように下流に流れています。

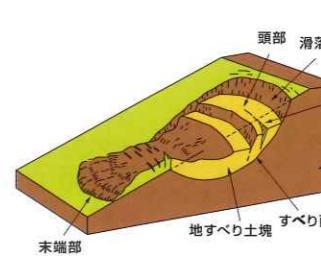


③大雨が降り土石流が発生したとき、大きな岩、流木などを含む土砂は、堰堤に引っかかり止まります。



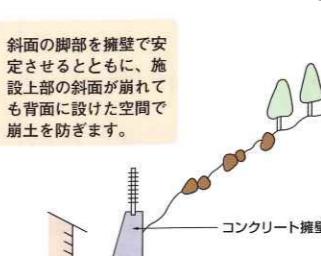
④堰堤にたまった岩、土砂や流木は、次の土石流に備えて取り除きます。

地すべり模式図

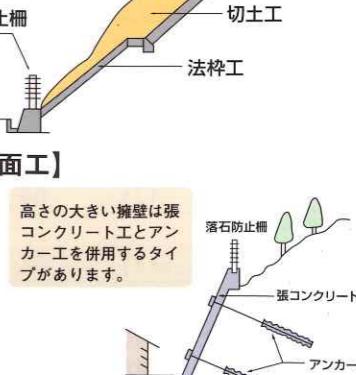
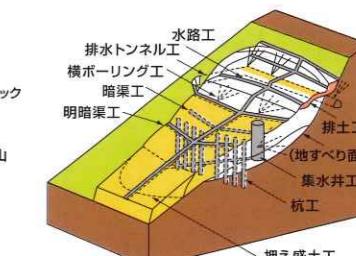


急傾斜地崩壊防止施設

斜面を改良し、斜面全体の安定を図ります。



地すべり防止工事模式図



【法面工】



【待ち受け擁壁工】

あなたのまちの安全度

市町別ハード対策(土砂災害防止施設の整備)の実施状況 (令和7年3月31日 現在)													
所管 土木	市町名	土石流			地すべり			急傾斜地			合 計		
		採択性能 渓流数	概成 渓流数	整備率 (%)	採択性能 箇所数	概成 箇所数	整備率 (%)	採択性能 箇所数	概成 箇所数	整備率 (%)	採択性能 箇所数	概成 箇所数	整備率 (%)
下田	下田市	94	17	18.1%	6	1	16.7%	164	35	21.3%	258	52	20.2%
	東伊豆町	16	8	50.0%	5	2	40.0%	38	8	21.1%	60	17	28.3%
	河津町	53	15	28.3%	1	1	100.0%	44	13	29.5%	102	30	29.4%
	南伊豆町	119	14	11.8%	1	1	100.0%	131	40	30.5%	251	55	21.9%
	松崎町	71	8	11.3%	1	1	100.0%	77	25	32.5%	149	34	22.8%
	西伊豆町	64	19	29.7%	1			67	20	29.9%	132	39	29.5%
	小 計	417	81	19.4%	14	5	35.7%	521	141	27.1%	952	227	23.8%
熱海	熱海市	91	19	20.9%	1			95	16	16.8%	187	35	18.7%
	伊東市	82	25	30.5%	2	1	50.0%	110	28	25.5%	194	54	27.8%
	小 計	173	44	25.4%	3	1	33.3%	205	44	21.5%	381	89	23.4%
沼津	沼津市	96	22	22.9%	8	1	12.5%	128	74	57.8%	224	96	42.9%
	三島市	15	2	13.3%				39	18	46.2%	54	20	37.0%
	御殿場市	8	6	75.0%				3			11	6	54.5%
	裾野市	23	11	47.8%				24	6	25.0%	47	17	36.2%
	伊豆市	328	62	18.9%				148	47	31.8%	484	110	22.7%
	伊豆の国市	74	5	6.8%				82	34	41.5%	157	39	24.8%
	函南町	14	4	28.6%				32	7	21.9%	47	11	23.4%
	清水町	2	1	50.0%				11	1	9.1%	13	2	15.4%
	長泉町	1						18	3	16.7%	19	3	15.8%
	小山町	35	10	28.6%				37	23	62.2%	72	33	45.8%
	小 計	596	123	20.6%	10	1	10.0%	522	213	40.8%	1,128	337	29.9%
富士	富士宮市	66	20	30.3%	1			81	26	32.1%	148	46	31.1%
	富士市	48	18	37.5%	1	1	100.0%	55	32	58.2%	104	51	49.0%
	小 計	114	38	33.3%	2	1	50.0%	136	58	42.6%	252	97	38.5%
静岡	静岡市	540	139	25.7%	11	4	36.4%	654	312	47.7%	1,205	455	37.8%
	小 計	540	139	25.7%	11	4	36.4%	654	312	47.7%	1,205	455	37.8%
島田	島田市	83	19	22.9%	26	7	26.9%	132	75	56.8%	241	101	41.9%
	焼津市	13	7	53.8%	1	1	100.0%	25	21	84.0%	39	29	74.4%
	藤枝市	69	30	43.5%	27	9	33.3%	117	68	58.1%	213	107	50.2%
	牧之原市	13	12	92.3%	2	3	150.0%	57	25	43.9%	72	40	55.6%
	吉田町							3	2	66.7%	3	2	66.7%
	川根本町	23	4	17.4%				33	14	42.4%	56	18	32.1%
	小 計	201	72	35.8%	56	20	35.7%	367	205	55.9%	624	297	47.6%
袋井	磐田市	20	3	15.0%	11	7	63.6%	33	8	24.2%	53	11	20.8%
	掛川市	39	3	7.7%				102	31	30.4%	152	41	27.0%
	袋井市	7						30	11	36.7%	37	11	29.7%
	御前崎市	1						33	18	54.5%	34	18	52.9%
	菊川市	9	2	22.2%	1			84	36	42.9%	93	39	41.9%
	森町	23	8	34.8%	5	2	40.0%	26	4	15.4%	54	14	25.9%
	小 計	99	16	16.2%	16	10	62.5%	308	108	35.1%	423	134	31.7%
浜松	天竜区	128	53	41.4%	66	26	39.4%	306	90	29.4%	500	169	33.8%
	天竜区以外	43	11	25.6%	5	4	80.0%	281	70	24.9%	329	85	25.8%
	浜松市計	171	64	37.4%	71	30	42.3%	587	160	27.3%	829	254	30.6%
	湖西市							54	10	18.5%	54	10	18.5%
	小 計	171	64	37.4%	71	30	42.3%	641	170	26.5%	883	264	29.9%
合 計		2,311	577	25.0%	183	72	39.3%	3,354	1,251	37.3%	5,848	1,900	32.5%

■ 土石流危険渓流はH15公表による危険渓流 I
 ■ 急傾斜地崩壊危険箇所はH15公表による危険箇所 I
 土石流危険渓流は直轄施行分含む
 ■ 地すべりは国土交通省所管のみ

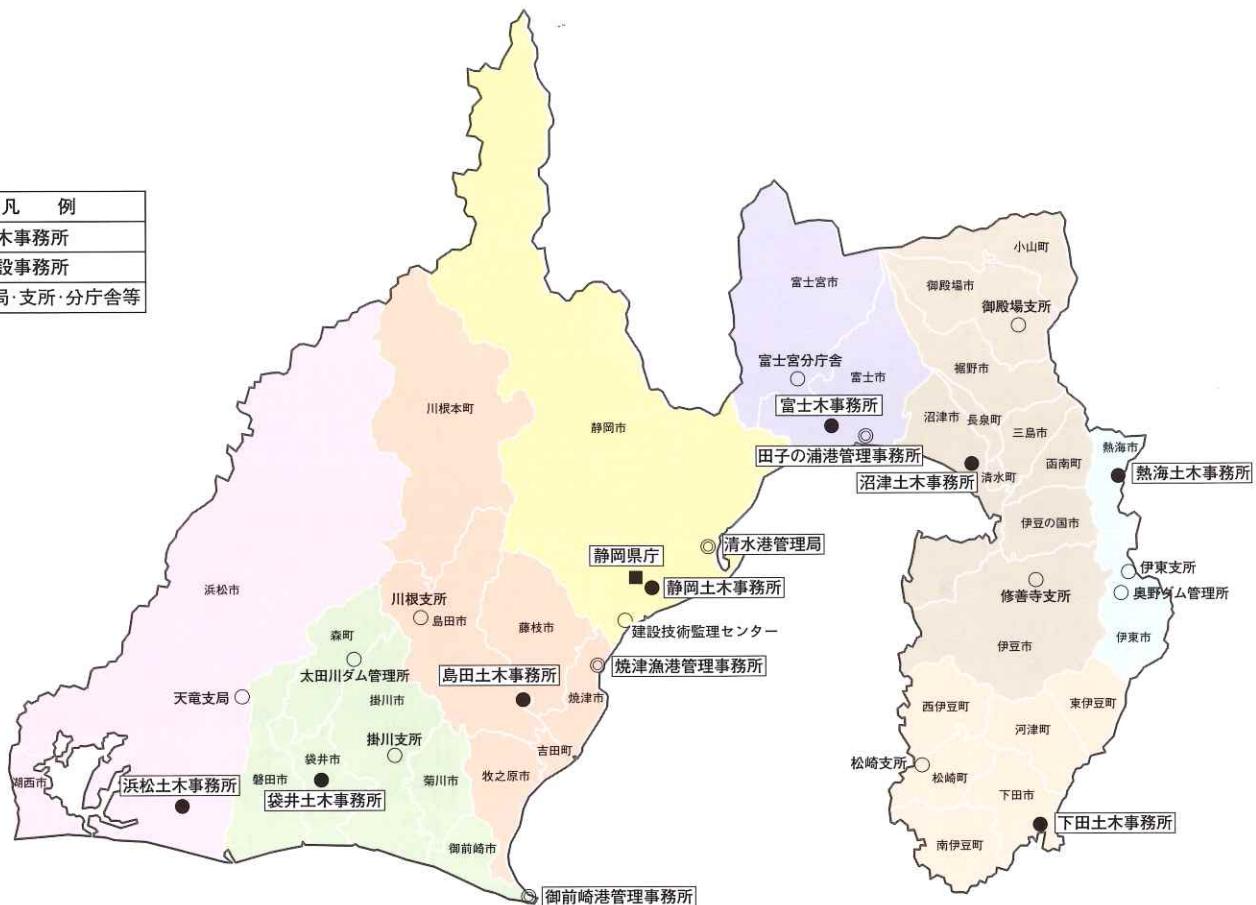
市町別土砂災害防止法区域指定状況一覧表

(令和7年3月末時点)

所管 土木	市町名	土砂災害警戒区域					土砂災害特別警戒区域			ハザード マップ			
		土石流	地すべり	急傾斜	計	割合	土石流	地すべり	急傾斜				
下田	下田市	256			346	602	3%	183			328	511	599
	東伊豆町	31	6		67	104	1%	19			66	85	104
	河津町	105	6		130	241	1%	72			130	202	241
	南伊豆町	304	1		285	590	3%	229			266	495	590
	松崎町	104	1		145	250	1%	70			61	131	249
	西伊豆町	100	1		149	250	1%	54			120	174	250
	計	900	15		1,122	2,037	11%	627			971	1,598	2,033
熱海	熱海市	105	1		195	301	2%	59			194	253	301

土木事務所管内図

凡 例
● 土木事務所
○ 特設事務所
□ 支局・支所・分庁舎等



土砂災害110番

「土砂災害110番」は、住民からの平常時の問合せ、土砂災害の前兆現象及び発生情報の通報を受け、情報の共有(住民と行政との情報の相互理解)や早急かつ適切な対応を実施することを目的に設置した土砂災害の相談窓口です。

土砂災害に関する情報は県の土木事務所や市町までご連絡ください

土砂災害110番(土砂災害相談窓口)

砂防課	054-221-3044	静岡土木事務所	054-286-9321
下田土木事務所	0558-24-2112	島田土木事務所	0547-37-5272
熱海土木事務所	0557-82-9171	袋井土木事務所	0538-42-3216
沼津土木事務所	055-920-2212	浜松土木事務所	053-458-7266
富士土木事務所	0545-65-2794		市町の「土砂災害110番」もご利用ください

しづおかの砂防

(R7.3月版)

監修 静岡大学名誉教授 土屋智
編集・発行 静岡県交通基盤部砂防課・全国治水砂防協会静岡県支部
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL054-221-3044
E-mail:sabo@pref.shizuoka.lg.jp